第三者行為によるケガ・病気で国民健康保険を使った場合は届出が必要です！



■第三者行為によるケガ・病気とは

◎交通事故
◎ケンカ
◎他人の飼い犬にかまれた　など

■なぜ届出が必要？

通常、治療費は窓口負担以外の費用を健康保険で負担していますが、第三者行為による医療費に限り、加害者が負担することが原則であるためです。

ただし、交通事故などで双方に過失がある場合は、治療者の過失相当を保険で負担します。

■治療費の立て替えは必要ない

本来加害者が支払うべき治療費を、被害者が立て替えることがないよう、国民健康保険を一時的に使用することができます。

国民健康保険は加害者に代わって一時的に費用を立て替えますが、その費用は後から加害者に請求します。

■示談が成立する前に連絡を

相手方と示談が成立している場合、国民健康保険が使えなくなってしまう場合があります。**示談が成立する前に、必ずご連絡ください。**

■届出はお早めに！

国民健康保険はみなさんの税金で保険給付を行っています。本来給付の必要のない第三者行為に対して給付を行うことは、正しい税の使い方ではありません。

届出はお早めにお願いします。

■届出を行わないと…

第三者行為による治療と疑われる場合、世帯主へ届出勧奨の通知をします。

届出を行わないと、医療費を全額請求させていただく場合がありますので、**通知を受けた際はすみやかにご連絡ください。**



問い合わせ　市民課 保険年金係　☎0952－75－2159

あなたのすい臓、休ませてあげていますか？

前号でお伝えした、インスリンが効きにくくなる「インスリン抵抗性」。放置するとすい臓が疲れ果て、糖尿病の発症や重症化につながります。

働き続けるすい臓を休ませるには、毎日のちょっとした工夫が大切です。例えば、食事では野菜から先に食べる「ベジタブルファースト」を心がけたり、糖質のとりすぎに気をつけたりすることで、血糖値の急上昇を防ぐことができます。また、食後に軽いウォーキングなどの運動を取り入れると、筋肉が糖を消費してくれるため、すい臓の大きな負担を減らすことができます。

これらのことを心がけていくとともに、今のご自身のすい臓やインスリンの状態を知ることがとても大切になります。今年は公民館で特定健診を受けると、今のインスリンの状態を確認することができます。さらに、健診の結果説明の際には一人ひとりに合わせた「すい臓を休める生活習慣」についてより詳しくお話しいたします。



予約はこちら

次回の特定健診は令和９年１月17日㈰　北多久公民館で行います。
集団健診は今年度最後となるので、ご予約はお早めに！

問い合わせ　健康増進課 健康増進係　☎0952－75－3355

連載